

# City Sunrise 情報

令和7年7月号

Justice  
&  
Vigor



発信：弁護士法人  
シティサンライズ法律事務所  
弁護士 浦田 益之  
弁護士 和田 恵  
弁護士 磯谷 太一  
TEL 058-265-1708  
✉ info@urata-law.com

## 法の支配

1. 「法の支配」とは、権力者も含め、誰もが法の下に平等に扱われ、全ての権力に対する法の優越を認める考え方のこと。

個人は法の下で保護されることによって、公平で公正な社会が保たれる。

いわば、法の支配は、民主主義社会の基盤となっている。

日本国憲法は、憲法に基づき国家権力の行使を制限し、その一方で、国民の基本的人権を保障している。

これを立憲主義と呼んでいるが、憲法による権力行使の制限と国民の権利保障を重視するのに対して、法の支配は、国家権力を含めあらゆる権力者が法に従うべきだとする原則になるので、そこに意義の違いがある。



岐阜公園  
人で賑う「樂市」  
(4月26日オープン)

2. 法の支配の四大要素としては、
  - ①法（特に憲法）は、国家権力を立法権、行政権、司法権に分立させて拘束する
  - ②権力による人権の侵害は許さない
  - ③法の執行（行政）には適正手続（due process）の保障が要る
  - ④救済の拠り所となる裁判所の役割は尊重されなければならないが挙げられる。

なお、「法治主義」といった場合、国家機関がすべて法律の根拠に基づいて活動し、またその制約設けることを意味する。

そこでは、法律との適合性が問題とされるので、法の支配とは同じ法的拘束を目的にしているものの、その内容に立ち入ったりはしない。

3. ところで、昨今は、アメリカのトランプ大統領が、数多くの大統領令を連発して、その影響の大きさから話題を一人占めしている。

旧来の国際秩序を崩壊させ、地政学的な混乱を深めているというのだ。

その狙いを、大きなくくりで、台頭してきた中国の封じ込めとエネルギー権益の確保をキーワードにして読み解けば、分からないこともない。

それはさておき、アメリカ大統領の執行権がそんなに強大なのかが気になる。まずは、権力分立については、成文憲法最古のアメリカ合衆国憲法が制定されて240年が経つが、その間連邦政府内部の権力関係に大きな変化が生じて、特に連邦議会の地位が低下し、大統領権限が拡大されてきた歴史がある。

念のため、「アメリカ合衆国憲法」の条文に当たってみると、第2条第1節に、

執行権はアメリカ合衆国大統領に属する

とあるのに対して、立法権（上院と下院）については、この憲法によって付されるようになっており（第1条第1節）、その第8節において、連邦議会の権限が18項目にわたって列挙されている。

次に、司法権は、1つの最高裁判所および連邦議会が随時制定し設置する下級裁判所に属する（第3条第1節）とあって、その第2節では管轄権は次の諸事例に及ぶとする規定の仕方になっている。

大統領の権限は、第2条第2項に3項目が、そして第3節に「その他の権限」が置かれており、「随時連邦の状況について連邦議会に情報を提出し、また自ら必要かつ良策と考える施策について議会にこれを審議するように勧告する」と定められている。

これら条文からすると、選挙で選ばれる大統領の「執行権の優位」が裏付けられているようだ。

よく紹介される例に、

- ・大統領の持つ条約締結権と外交官の任命権は、上院の助言と承認を要することになっているが、守られていない。
- ・戦争の宣言は連邦議会の権限になるものの、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争などは大統領が先導した

ことがある。

4. 大統領は弾劾されるか、有罪判決を受けたときは免職となるが(第2条第4節)、共和党が上院・下院で多数を占めている限り、トランプ大統領はその地位を奪われる心配はまずない。

最高裁にも、自ら指名した裁判官を上院の助言と承認を得て何人か任命している(第2条第2節②)。

あとは、国民の支持をどうつなぐかになるところ、アメリカは、経済力や軍治力で他を圧倒しているが、国内の分断・対立が進み弱体化の兆しがあるのを、トランプ大統領は、アメリカファーストと反知主義の下に、不平不満を抱える層の人達を味方につけている。

5. トランプ大統領がほぼ全世界を相手に課した相互関税と、対中追加関税について、5月28日、関税に苦しむ中小企業や複数の州からの訴えを受け、アメリカ貿易裁判所が、差止命令を下した(控訴中)。

関税は、連邦議会の権限とされているので、(第1条第8節①)、トランプ大統領は国際緊急経済権限法に基づき発令していた。

非常事態宣言を出せば、輸入の規制はできるが、ほぼすべての国からの輸入品に無制限の関税をかける権限まで与えられていないというのが差止めの理由にされた。

## 公事3年

1. 訴訟事が長引くことを、古来、「公事3年」といつてきた。

私も、狂言を習っていたことがあり、一度は裁判沙汰をネタにして、狂言のシナリオを書いてみたいと思ったことがある。

そんな中で、出典は忘れたが、

それがし訴訟の仔細があつて、三年前に西国に下ってござるが…

の演目を師匠から聞いた。

また、かつては、京都市北区の賀茂神社と貴布禰神社の間に訴訟があり、1882(M15)年まで何と約300年も要したという話も伝えられている。

ギネスワールドレコードものだ。

法格言にも、「公事と病は長く扱え」とあつて、とにかく訴訟は長引くものと相場が決まっていた。

2. そんなことが許される筈はなく、訴訟にかかる期間を短くする(審理の充実と迅速化)ため、いくつか対策が講じられてきた。

(1)裁判迅速化法（2003・H15年制定）

第一審の訴訟手続を2年以内の出来るだけ短い期間内に終局させることを目標として、充実した手続を実施すること、ならびにこれを支える制度および体制の整備を図ることとされた。

その結果が、

民事第一審 平均8、6カ月

刑事第一審 平均3、2カ月（自白事件2、6カ月／否認事件8、7カ月）

の如く、改善が進んだ。

これは10年前のデータになるが、2023年の場合、第一審民事（通常訴訟）は総数13万7596件中、55%の7万6082件は6カ月以内に終局している。

さらには、2022年12月5月の民事訴訟手続法と改正によって、訴訟手続のIT化が図られ、2026年3月の完全施行を目指している。

（民事訴訟関係）

オンラインでの訴状提出 ウェブ会議 訴訟記録の電子化

（刑事訴訟関係）

逮捕・捜査に必要な令状や裁判書類を電子化し、オンラインでのやり取りをできるようにする。

（2025年5月の刑事訴訟手続法は2027年3月までに全面施行の予定）

3. 裁判官たる者は、主張や証拠のほかに、法廷における当事者の「五声」を聴くことが求められる。

辞聴（言葉を見る）

色聴（顔色を見る）

気聴（息使いを見る）

耳聴（聞き取り方を見る）

目聴（まなこを見る）

IT化によって、当事者本人と対面する機会が少なくなる。

事実の存否をジャッジすることに影響が出ないか—その心配は残る。

次回案内

岐阜放送「ぎふチャン」

浦田益之の言われてみれば… 7月23日（毎月第4水曜日午後4時5分から）